

100 ベクレル/kgを越えるものを放射性廃棄物として管理することをうたった法令

【編集者 注】

放射性セシウム 100 ベクレル/kg を越えるものを放射性廃棄物として管理することをうたった唯一の法令が以下です。最後の「別表（第2条関係）放射能濃度」に¹³⁴Cs（セシウム134のこと）0.1 ベクレル/g ¹³⁷Cs（セシウム137のこと）0.1 ベクレル/g と書いてあります。つまり ベクレル/kg に直すと、それぞれ100 ベクレル/kg までということです。2種類以上放射性物質がある場合はその平均を基準とする、と 第2条の2に書いてあります。つまり、セシウム134とセシウム137はそれぞれの放射能濃度が100ベクレル/kgまでが基準値ですから、平均も100ベクレル/kgまで、ということになります。例えば、セシウム134が40ベクレル/kg、セシウム137が60ベクレル/kgあるとすると、 $40 \div 100$ （平均の基準値）=0.4 $60 \div 100$ （平均の基準値）=0.60 それぞれの割合を合計すると、 $0.4 + 0.6 = 1.0$ なので、基準値以内となります。これが40と61だとすると、 $0.4 + 0.61 = 1.01$ なので、基準値を超えます。簡単に考えると、セシウム134とセシウム137の濃度の合計が100ベクレル/kgを越えると、低レベル放射性廃棄物として管理しなくてはならない、ということです。

また、その下の朝日新聞新潟版の記事「100ベクレル以下でも厳重管理」では、柏崎刈羽原子力発電所では100ベクレル/kg以下の廃棄物でも放射性廃棄物として厳重管理していることがわかります。

（内部被ばくを考える市民研究会 川根真也）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

（平成17年11月22日経済産業省令第112号）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則を次のように定める。

（定義）

第1条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下『法』という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において『放射能濃度確認対象物』とは、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（法第61条の2第4項に規定する者をいう。以下同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）が工場等において用いた資材その他の物であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。

（放射能濃度の基準）

第2条 特定原子炉設置者が原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第61条の2第1項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 評価に用いる放射性物質（別表の第1欄に掲げる放射性物質に限る。次号において同じ。）の種類

が 1 種類である場合にあっては、測定及び評価を行う範囲（以下『評価単位』という。）における当該放射性物質の平均放射能濃度の値が同表の第 2 欄に掲げる当該放射性物質に応じた放射能濃度の値を超えないこと。

(2) 評価に用いる放射性物質の種類が 2 種類以上である場合にあっては、評価単位におけるそれぞれの放射性物質の平均放射能濃度の値を同表の第 2 欄に掲げるそれぞれの放射性物質に応じた放射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が 1 を超えないこと。

（確認の申請）

第 3 条 法第 61 条の 2 第 1 項 の規定に基づく確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 放射能濃度確認対象物が生じる工場等の名称及び所在地
- (3) 放射能濃度確認対象物の種類、評価単位毎の数量及び重量
- (4) 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法
- (5) 前条に規定する評価に用いる放射性物質の種類毎の放射能濃度の値並びに前条第 2 号の規定に基づく割合及びその割合の和
- (6) 確認を受けようとする期日
- (7) 放射能濃度確認対象物の保管場所

2 前項の申請書には、同項第 4 号に掲げる方法が 法第 61 条の 2 第 2 項 の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従って行われていることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第 1 項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本 1 通、副本 1 通及び写し 1 通とする。

（確認証の交付）

第 4 条 経済産業大臣は、法第 61 条の 2 第 1 項 の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。

- (1) 評価に用いる放射性物質の放射能濃度の値が第 2 条に規定する基準を満たしていること。
- (2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法が第 5 条第 1 項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われていること。

（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請）

第 5 条 法第 61 条の 2 第 2 項 の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 放射能濃度確認対象物が生じる工場等の名称及び所在地
- (3) 放射能濃度確認対象物が生じる施設の名称
- (4) 放射能濃度確認対象物の種類
- (5) 評価に用いる放射性物質の種類
- (6) 放射能濃度の評価単位
- (7) 放射能濃度を決定する方法
- (8) 放射線測定装置の種類及び測定条件

(9) 放射能濃度確認対象物の管理方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

- (1) 放射能濃度確認対象物が生じる施設に関すること。
- (2) 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。
- (3) 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。
- (4) 放射能濃度の評価単位に関すること。
- (5) 放射能濃度を決定する方法に関すること。
- (6) 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。
- (7) 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、経済産業大臣が必要と認める事項

3 第1項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本1通、副本1通及び写し1通とする。

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第6条 法第61条の2第2項の規定に基づく放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち、放射線量を評価する上で重要となるものであること。
- (2) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の評価単位は、その評価単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し、適切な重量であること。
- (3) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の決定が、放射能濃度確認対象物の汚染の性状を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置によって測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。
- (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置及び測定条件は、次によるものであること。

イ 放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の性状等に応じた適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第2条に規定する基準の放射能濃度以下であることを適切に判断できるものであること。

- (5) 放射能濃度確認対象物が異物の混入又は放射性物質によって汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

(機構が行う確認)

第7条 法第61条の2第4項の規定により経済産業大臣が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下『機構』という。）に行わせる確認に関する事務は、放射能濃度確認対象物に係る放射能濃度の測定及び評価が第5条第1項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われているかどうかについて確認する事務とする。

(機構が行う確認の通知書)

第8条 経済産業大臣は、第3条第1項の申請書の提出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し、機構が行う当該確認に関する事務の実施について通知するものとする。

- (1) 確認を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 確認を受ける工場等の名称及び所在地
- (3) 確認を行う期日
- (4) 確認を行う場所
- (5) 確認の対象
- (6) 確認の方法

2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

- (1) 第3条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類
- (2) 第5条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類

3 経済産業大臣は、第1項の通知書に記載されている事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(確認結果の通知)

第9条 法第61条の2第5項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- (1) 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 確認を受けた工場等の名称及び所在地
- (3) 確認を行った年月日
- (4) 確認を行った場所
- (5) 確認の対象
- (6) 確認の方法
- (7) 確認の結果

(フレキシブルディスクによる手続)

第10条 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- (1) 第3条第1項の申請書
- (2) 第5条第1項の申請書

(フレキシブルディスクの構造)

第11条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下『日本工業規格』という。)X622-1に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- (2) 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第12条 第10条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- (1) トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X6222に、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208 附属書一に規定する方式

2 第10条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201 及びX0208 に規定する図形文字並びに日本工業規格X021 一に規定する制御文字のうち『復帰』及び『改行』を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第13条 第11条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6221 又はX6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- (1) 提出者の氏名又は名称
- (2) 提出年月日

別表 (第2条関係)
放射能濃度

第1欄	第2欄
放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/g)
3 H	100
14 C	1
36 Cl	1
41 Ca	100
46 Sc	0.1
54 Mn	0.1
55 Fe	1000
59 Fe	1
58 Co	1
60 Co	0.1
59 Ni	100
63 Ni	100
65 Zn	0.1
90 Sr	1
94 Nb	0.1
95 Nb	1
99 Tc	1
106 Ru	0.1
108m Ag	0.1
110m Ag	0.1
124 Sb	1
123m Te	1
129 I	0.01
134 Cs	0.1
137 Cs	0.1
133 Ba	0.1
152 Eu	0.1
154 Eu	0.1
160 Tb	1
182 Ta	0.1
239 Pu	0.1
241 Pu	10
241 Am	0.1

様式 (第10条関係)

附 則

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)の施行の日(平成17年12月1日)から施行する。

「100ベクレル以下」でも嚴重管理

2012年4月20日の朝日新聞 新潟



ドラム缶に入れられ、保管される低レベル放射性廃棄物 = 19日、柏崎刈羽原発

東京電力は19日、柏崎刈羽原発内で出た低レベル放射性廃棄物の管理方法を公開した。同原発では再利用が認められている1キロあたりの放射性セシウムが100ベクレル以下のゴミもドラム缶に入れて嚴重に管理し、搬出後もコンクリートや土で外に漏れ出さないようにしている。長岡や新潟など県内5市は同100ベクレル以下の震災がれきを受け入れる考えだが、その焼却灰をどう管理するのか、より分かりやすい住民への説明が求められそうだ。



公開されたのは、柏崎刈羽原発内で放射性物質が付く可能性のある「放射線管理区域」から出た低レベル放射性廃棄物のうち、針金やスプレー缶などの燃えないゴミの処分方法。

ゴミはまず、ポリ袋に入れられて「固体廃棄物処理建屋」へ。ポリ袋から出し、手袋やマスクをした作業員がドラム缶に詰め込む。ゴミのかさを減らすため、切ったり、圧縮したりすることも。ドラム缶の中身が動いたり、漏れ出したりするのを防ぐため、砂とセメントを混ぜたモルタルを流し込んで固める。

ドラム缶はコンテナに積まれ、青森県六ヶ所村の「低レベル放射性廃棄物埋設センター」へ運ばれる。

1キロあたりの放射性セシウムが1千億ベクレル以下の低レベル放射性廃棄物については原子炉等規制法で地下数メートルに埋め立てできるとされている。六ヶ所村のセンターでは土を掘ってドラム缶を入れ、周囲をコンクリートで固め、放射性物質を吸着しやすい土をかぶせるという。

同法で再利用してもよいとされている同100ベクレル以下のゴミも扱いは同じ。東電の担当者は「柏崎刈羽原発では、100ベクレル以下でも原発内で汚染されたゴミはすべて低レベル放射性廃棄物として嚴格に管理することになっている」と話す。

手袋や作業服など、放射性物質がわずかに付着した燃えるゴミは、洗濯をして何度か使った後、原発内で燃やしてドラム缶に保管される。処分方法は決まっていないが、東電の担当者は「燃えないゴミと同様、モルタルで固めて処分することになるのではないかと話している。(富田光平)